



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 カーリットホールディングス株式会社
(URL : <http://www.carlithd.co.jp>)
代表者名 代表取締役会長兼社長 出口 和男
(コード番号 4275 東証第一部)
問合せ先 広報部長 渡部 雅範
(TEL : 03-6893-7060)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 2 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条(社外取締役の責任限定)及び第 37 条(社外監査役の責任限定)の一部を変更するものであります。なお、第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ておりません。

2. 変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日(予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任限定)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定)</p> <p>第 37 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役の責任限定)</p> <p>第 37 条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

以上